

課長	課長補佐	係長	合議	担当

様式盛60

令和年月日

(宛先)
大津市長 OO OO 様

日付は受付時に窓口で記入すること。

大津市長名を記入すること。

協議者（建築主）住所 大津市琵琶一丁目1番1号
氏名 株式会社琵琶開発
代表取締役 琵琶 太一
(連絡先) 077-111-2222

盛土規制法施行規則第88条協議確認申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法に適合する建築物等であることについて、別紙図書を添えて次のとおり協議確認をお願いします。

1. 建築しようとする土地の所在及び面積	所在 大津市開発一丁目字調整120番、121番及び122番 面積 345.89m ² ※セットバック部を含めた全体面積478.23m ²	
2. 宅地造成等の内容及び規模等	<p>①公共施設用地で行う工事 <input type="checkbox"/>該当（用地又は施設名） 建築敷地以外に造成箇所がある場合は全体面積も記載すること。 <input checked="" type="checkbox"/>非該当</p> <p>②宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事 <input type="checkbox"/>該当（令第 条第 項第 号） • <input checked="" type="checkbox"/>非該当</p> <p>③造成行為の内容及び規模 盛土のみにより生じる崖面 <input type="checkbox"/>無し • <input checked="" type="checkbox"/>有り（最高高さ0.73m） 切土のみにより生じる崖面 <input checked="" type="checkbox"/>計画図面と数値を最高高さ m 盛土及び切土で生じる崖面 <input checked="" type="checkbox"/>整合させること。最高高さ1.21m 上記以外で崖面を生じない盛土 <input type="checkbox"/>無し • <input checked="" type="checkbox"/>有り（最高高さ1.89m）</p>	
3. 計画建築物の用途及び規模等	<p>用 途：共同住宅 構 造：鉄骨造3階建 建築面積：231.31m² 延床面積：</p> <p>用 途：自転車置場 構 造： 建築面積：14.24m² 延床面積：14.24m²</p> <p>計画建築物が複数ある場合は、全て記載すること。</p>	
4. 協議代理人 (※該当の場合のみ記載)	住 所 大津市希望が丘二丁目2番2号 氏 名 株式会社希望測量設計 希望 信二 連絡先 077-111-2222	

上記内容については、建築確認申請の内容と相違ありません。

直筆で署名すること。

(署名) 希望 信二
※建築主又は代理人が署名

上記建築物については、宅地造成及び特定盛土等規制法に適合する建築物等であることを確認しました。

市記入欄

- (適合条項) 法第12条第1項 又は 法第16条第1項 の許可不要
 法第30条第1項 又は 法第35条第1項 の許可不要
- (その他) • 計画を変更される場合は、再度協議して下さい。
 • 協議確認書の有効期限は発行日から1年間とします。
 • 既存擁壁については、安全性を保証するものではありません。

開発調整課確認

市記入欄は次ページに跨らないようにすること。

令和 年 月 日

大津市都市計画部開発調整課長

本協議確認書の取扱いについて

①建築確認済証の交付を受けようとする時に建築主事等から宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合しているかの確認を求められた場合に用いる。

②当該協議確認書の対象は、建築確認申請(計画通知を含む)を伴う次のいずれかに該当する工事とする。

- ア) 盛土規制法第2条第1号に規定する公共施設用地で行う工事
- イ) 盛土規制法政令第5条第1項各号及び省令第8条第1号から第8号までに規定する宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事
- ウ) 市内全域で行う敷地面積500.00m²以下の建築物の新築、増築、改築又は移転で造成(盛土・切土)が許可を要する規模の8割を超える工事
- エ) 市内全域で行う敷地面積500.00m²以下の建築物の用途変更、大規模修繕又は大規模模様替えで造成(盛土・切土)が許可を要する規模の8割を超える工事

③当該協議確認に必要な図書は次のとおりとする。

ア) 位置図

■当該地を緑枠で囲み、黄着色すること。

イ) 公図、全部事項(地図、現況平面図等)のネット資料も可

■当該地を緑枠で囲み、黄着色すること

ウ) 委任状

エ) 現況写真

■建築敷地の状況が分かるものを添付すること。

■建築敷地の区域を緑線にて明示すること。

オ) 現況平面図(地盤の改変が全くない場合は省略可)

■現況高さを表示すること

カ) 造成計画平面図

■盛土箇所を赤着色、切土箇所を黄着色すること

■現況と計画線を重ね合わせた図とすること(現況高及び計画高も表示すること)

■既存建築物及び予定建築物を表示すること

■断面線を表示すること(表書き「2. 宅地造成等の内容及び規模等③」に該当する箇所)

キ) 造成計画断面図

■盛土箇所を赤着色、切土箇所を黄着色とすること

■現況と計画線を重ね合わせた図とすること(現況高及び計画高も表示すること)

■既存建築物及び予定建築物を表示すること

■表書き「2. 宅地造成等の内容及び規模等③」に該当する断面図を図示すること

ク) 敷地求積図

ケ) 建築図面(平面図、立面図、面積表)

コ) 盛土規制法の許可を要しない工事であることを示す書類(上記②ア)又はイ)に該当の場合に添付すること

■計画建築物が法令等に示される施設等に該当することを示すこと

サ) 大津市チェックシート(盛土規制法に適合していることを確認するための書類の判定シート。

上記②ウ)又はエ)に該当の場合に添付すること。)

■判定結果及び確認日、確認者(建築主、調査者)が明記されたものを添付すること

シ) その他必要と認められるもの

■本建築計画において見え高さが1mを超える既存擁壁に影響を及ぼす造成行為を行う場合は、当該既存擁壁の写真及び安全性を示す書類を添付すること

④適用

令和8年1月1日から適用する。

⑤(参考)建築基準法施行令 建築基準関係規定

第九条 法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四(法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一～八 (略)

九 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第十二条第一項、第十六条

第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項

十～十六 (略)